

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社緒方不動産鑑定事務所
町田(都) - 20	東京都	多摩第 3	氏名	不動産鑑定士 印

鑑定評価額	20,300,000 円	1 m ² 当たりの価格	135,000 円 / m ²
-------	--------------	-------------------------	----------------------------

1 基本的事項

(1) 価格時点	令和 3 年 7 月 1 日	(4) 鑑定評価日	令和 3 年 7 月 5 日	(6) 路線価	[令和 3 年1月]	105,000 円 / m ²
(2) 実地調査日	令和 3 年 6 月 21 日	(5) 価格の種類	正常価格	路線価又は倍率	倍率種別	倍
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	所在及び地番並びに「住居表示」等		町田市小山町 5 0 2 0 番 9				地積 (㎡)	(150)	法令上の規制等		
	形状	敷地の利用の現況	周辺の土地の利用の状況		接面道路の状況	供給処理施設状況	主要な交通施設との接近の状況		1 低専 (50,100)		
	1 : 1.5	住宅 L S 2	戸建住宅が建ち並び区画整然とした住宅地域		北6 m 市道	水道、ガス、下水	多摩境1.5 km		高度(1種) (その他) 地区計画等		
(2) 近隣地域	範囲	東 50 m、西 70 m、南 50 m、北 40 m				標準的使用	戸建住宅地				
	標準的画地の形状等		間口 約 10 m、奥行 約 15 m、		規模 150 ㎡程度、		形状 長方形				
	地域的特性	特記事項 地区計画がある。		街路 基準方位北 6 m 市道	交通施設	多摩境駅 南東1.5 km		法令規制	1 低専 (50,100) 高度(1種) 地区計画等		
	地域要因の将来予測	土地区画整理事業により造成された区画が整った住宅地域である。特段の変化要因はなく、今後も現状のまま推移するものと予測される。									
(3) 最有効使用の判定	戸建住宅地					(4) 対象基準地の個別的要因	方位 0.0				
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 135,000 円 / ㎡									
	収益還元法	収益価格 46,400 円 / ㎡									
	原価法	積算価格 / 円 / ㎡									
	開発法	開発法による価格 / 円 / ㎡									
(6) 市場の特性	同一需給圏は J R 横浜線、京王相模原線等沿線駅を最寄りとする町田市及び隣接周辺市の住宅地域である。主たる需要者は地縁性のある一次取得層や丘陵地に開発又は区画整理事業により整備された分譲地の居住環境を高評価する転入者等である。一次取得層向けの市場の中心的価格帯は 1 5 0 ～ 2 0 0 ㎡程度の土地で 1 5 0 0 ～ 2 0 0 0 万円程度、新築戸建物件は 3 0 0 0 ～ 3 5 0 0 万円程度であるが、区画整理地では 6 0 0 0 万円程度の新築建売事例も把握される。										
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	駅からやや距離のある区画整然とした住宅地で、共同住宅も見られるが投資目的の土地取得需要は低調である。土地価格に見合う賃料が見込めず、収益価格は低位に求められた。自用目的取引が主体の快適性を重視する住宅地で、類似取引事例から求めた、相対的に信頼性の高い比準価格を標準に、収益価格を参考に留め、地価公示価格を規準とした価格及び指定基準地との検討、新型コロナウイルスによる影響等価格形成要因の変動等を踏まえ、鑑定評価額を決定した。										
(8) 公規価示価格と格しをた	☐ 代表標準地 ☒ 標準地	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の規準価格 (円 / ㎡)	内 訳	標準 街路 0.0	地 街路 0.0		
	標準地番号 町田 - 12							準 交通 0.0	域 交通 -2.0		
(9) 指か定ら基の準検地討	指定基準地番号 町田(都) - 41	時点修正	標準化補正	地域要因の比較	個別的要因の比較	対象基準地の比準価格 (円 / ㎡)	内 訳	標準 街路 0.0	地 街路 -2.0		
	前年指定基準地の価格 112,000 円 / ㎡							準 交通 0.0	域 交通 +11.0		
(10) 対年象標の基準検準価討地格の等前か	- 1 対象基準地の検討 ☒ 継続 ☐ 新規 前年標準価格 135,000 円 / ㎡		価格変動状況要因の	〈一般的要因〉	利便性に優れる平坦地への需要は底堅いが、総額、部屋数の確保等需要者の希望に対応したバス便、丘陵地の物件にも需要が認められる。						
	- 2 基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 ☐ 代表標準地 ☐ 標準地 標準地番号 -				〈地域要因〉	最寄駅からやや距離のある丘陵地上の住宅地域であるが、土地区画整理事業による街並みや総額の観点等から相応の需要が認められる。					
	公示価格 円 / ㎡					〈個別的要因〉	個別的要因に特段の変動要因はない。				
	変動率	年間 0.0 % 半年間 %									